

平成28年度第2回 一橋大学政策フォーラム/環境法政策講座シンポジウム 福島原発事故と法政策 ～震災・原発事故からの復興に向けて～



HITOTSUBASHI UNIVERSITY

東日本大震災に伴う福島原子力発電所事故から5年。未曾有の事故から我々は何を学び、教訓をどう生かすべきなのか。こうした課題を考えるため公益財団法人住友電工グループ社会貢献基金一橋大学環境法政策講座は9月下旬、東京・一ツ橋の一橋講堂で「福島原発事故と法政策～震災・原発事故からの復興に向けて～」と題したシンポジウムを開催。内外の研究者らが議論を深めた。

大事故から学び教訓を生かす

開会挨拶 4年間の活動の総決算



一橋大学大学院法学研究科では2013年度から住友電工グループ社会貢献基金の寄付講座において復興に向けた政策的な課題の研究「原子力損害賠償に関するシンポジウム」を開催。日本公共政策学会の場で提言など最大規模の人的災害といえる。事故後5年を経ても日本社会に深い爪痕を残し、いまだに故郷に帰れない人、帰還をあきらめた人も多い。震災と原発事故から本格的な復興を果たすには、多くの政策課題が残されている。

来賓挨拶 産学官の連携で取り組み



原産事故の問題については政府、産学、工業、自然科学の専門家知恵と技術を集結して議論すべき。合意形成のための原子力損害賠償、放射能汚染対策などの研究が重要。

挨拶 中立的環境下に組織設置



福島原発事故を機に、日本の原子力規制に関する組織と制度が大幅に改正された。以前は原子力安全・保安院が規制を担当し、内閣府の原子力安全委員会がダブルチェックする体制で試験研究については文部科学省が担当していた。規制組織が推進組織の一部で複数の組織が

基調講演 日本・加盟国と協力し対応



の情報を交換を密にし、事故後の支援活動も行ってきた。事故を教訓に、加盟国は自国の原子力施設について安全性を確認することにも、安全性、規制を強化するなどの多様な対応を直ちに行った。法的な面では原子力損害賠償制度の国際的な調和が求められている。大規模な事故に

セッションⅠ 福島原発事故後の法政策

講演

「原子力損害賠償」
高橋 滋氏



福島原発事故では個人、法人への財物賠償約6兆2千億円に上った。賠償制度の見直しを進めている。完全賠償と紛争解決の制度と仕組みは合意したが、被災事業者責任が無限にあり、他の原子力事業者の負担のあり方などについては、両論併記となる可能性がある。

講演

「放射性物質汚染対策②」
田中 良弘氏



従来の法制度は、原発施設への放射性物質拡散を想定していなかった。福島事故後、放射性物質汚染対策特別措置法の施行などで迅速に対応した。ただ除染の費用負担が事業者にとり求められるという点、特別法での新たな原発事故が発生した場合にどう対応できるか、など議論が不十分。原発事故は、規模や原因など多様なものが想定されるため、柔軟な法制度が必要だ。

パネルディスカッション

パネリスト

「原子力損害賠償」
高橋 滋氏



「放射性物質汚染対策②」
田中 良弘氏

「国際的な原子力損害賠償制度の枠組み」
高橋 滋氏

「海外の取り組み」
川合 敏樹氏

「原子力損害賠償」
高橋 滋氏

「原子力損害賠償」
高橋 滋氏

「原子力損害賠償」
高橋 滋氏

「原子力損害賠償」
高橋 滋氏

「原子力損害賠償」
高橋 滋氏

「原子力損害賠償」
高橋 滋氏

「原子力損害賠償」
高橋 滋氏

「原子力損害賠償」
高橋 滋氏

「原子力損害賠償」
高橋 滋氏

「原子力損害賠償」
高橋 滋氏

「原子力損害賠償」
高橋 滋氏

「原子力損害賠償」
高橋 滋氏

「原子力損害賠償」
高橋 滋氏

「原子力損害賠償」
高橋 滋氏

「原子力損害賠償」
高橋 滋氏

「原子力損害賠償」
高橋 滋氏



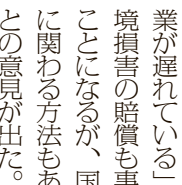
「放射性物質汚染対策①」
上智大学准教授
筑紫 圭一氏

福島原発の事故による汚染廃棄物は広範、多量に発生し、その処理は難しい。国の対応の迅速性や体系的、一貫性などは評価できるが、最終処分場の設置遅れによる保管の長期化などが問題だ。放射能の濃度に応じたリスク管理、都道府県内での処理などリスク分担のあり方を検討し、事故に備えた一般法が求められる。



「国際的な原子力損害賠償制度の枠組み」
NEA事務局
原子力法課長
ヒメナ・バスケス・メニャン氏

国際的な原子力損害賠償制度では、原子力事故は事業者が厳格責任を負い、一般不法行為法のような故意・過失の証明を要せず因果関係の証明のみが必要となる。国内法で無限責任を定める国もある。福島原発事故は、事故後における住民参加が必要とし、復興や環境回復の面から住民や自治体の積極的な参加が重要な要素とした。



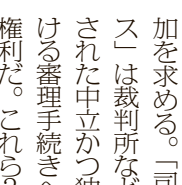
「海外の取り組み」
川合 敏樹氏

日本では原子力発電環境整備機構（NUMO）を主体として特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律のもと立地選定、設置業が模索されてきた。フィンランドとスウェーデンでは民間事業者が最終処分の責任を負う。米国ではエネルギー省が放射性廃棄物の最終処分に関する法律に従い、透明性を確保しながら段階的アプローチを踏み、最終処分



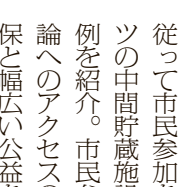
「わが国の取り組み」
織 朱實氏

高レベル放射性廃棄物の処分は、長期・複数世代の問題だ。地域間・世代間の不公平感、制度の管理の限界があり、将来への負担を増やさない考慮が必要。可逆性・回収可能性をどう担保するかが課題だ。



「オーパス条約と原子力」
ロイファナ大学教授
トーマス・ショメルス氏

オーパス条約は、環境分野の市民参加の前提として、リスクコミュニケーションの重要性がある。リスクコミュニケーションの発信する組織の信頼性、住民参加の持続性の確保など欠かさない。日本特有の交付金への抵抗感も考慮しながら国全体としてサポート体制を整えていくべきだ。



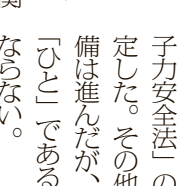
「日本における安全規制」
原 浩史氏

事故後の検証では、地震や津波などを考えたシリアクシテント対策が十分でなかったことが指摘された。法的仕組みもバックアップの制度もなかった。12年6月の法改正で重大事故も考慮した安全規制へ転換し、原子力安全規制の一元化が行われた。



「東アジアにおける安全規制」
陳 春生氏

中国、日本、韓国、台湾では24年に原子炉の数が100基を超える。原子力の安全性は最も重要な課題だといえる。東アジアにおける原子力安全の法制度の整備は急務であり、国内法と国際法の親和性を高める必要がある。



「NEA諸国における安全規制」
NEA事務局
原子力法課
キンバリー・ニックス氏

原子力安全に関する規制機関の基本的な目的は、安全の確保、規制の独立性はそのための重要な要素だ。規制機関の責任と構造、機能は各国間で類似点も多いが、重要な違いもまたある。原子力安全条約は広く支持されているが、福島事故の教訓が示すように至って国が規制機関の責任、機能、特徴に関する規定を完全に取り入れていないわけではない。



「全体講評」
田中 良弘氏

議論を始める前に友岡氏が、「福島原発事故後、規制組織のあり方が変わった」とは論をまたないが、国ごとの事情により、形式は様々だ。実際の安全規制についても大きく変わっている。既存の原産に新基準を適用

広告